

日本学術会議 課題別委員会
高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会（第23期・第4回）
議事要旨（案）

1. 日 時：平成27年1月26日（月）15:00～17:00
2. 場 所：日本学術会議 6-A (1)会議室
3. 出席者：今田委員長、山地副委員長、柴田幹事、長谷川幹事、町村委員、相原委員、斎藤委員、小澤委員（途中退席）、千木良委員（途中参加）、小野委員（途中参加）、岸本委員（途中参加）（以上順不同）
田口事務局長、山田事務局次長、盛田参事官、大西専門職、衛藤上席学術調査員、寿楽学術調査員
4. 配付資料：資料1、資料2、資料3、資料4、参考1
5. 議 事：

(1) 前回議事要旨の確認

前回議事要旨案が確認され、すでにメールにて原案を回覧し、一部修正をいただいているところであるが、追加で修正すべき事項があれば申し出られたい旨、今田委員長より発言があった。

(2) 提言についての審議

今田委員長より、昨日までに多くの委員から修正提案等があったので、資料2で配布した改訂案には可能な限り反映した旨、また今日の審議で8割方の完成にこぎつきたい旨の発言があった。最初に、総合政策委員会の設置について、長谷川委員より説明があった。

- 委員会の設置について前回から変えたのは、総合政策委員会と専門調査委員会に分けて設置する提案であったものを、総合政策委員会を独立性の高い政府の行政委員会（3条委員会）として設置し、その下で専門調査委員会による審議を行うという提案に改めた点である。
- また、委員長から提案のあった「核のごみ国民会議」についても、その設置、運営は総合政策委員会が担う制度設計とした。
- 総合政策委員会委員のうち、学術的な専門家の委員は学術会議が推薦することとした。
- 専門調査委員会の課題は、リスク評価、暫定保管から最終処分への移行のタイミング、暫定保管サイトのモニタリング、保管施設で問題が生じた場合の他の保管施設への廃棄物移送の検討、減容化等の代替技術のフォローアップなどである。
- なお、上記の制度設計の提案の変更に伴い、現状案 p.8 中程にある、専門調査委員会を3条委員会とする旨の記載は削除することとした。
- 昨年9月段階の報告では、専門家間の合意形成の方が容易であろうから、そちらの設置が先行し、その後に総合政策委員会を設けるという提案だったが、専門委員会と総合政策委員会の関係を整理するという観点から、今回変更した。

【質疑応答】

- 委員数等を詳細に記述しているが、そこまで具体的に提案する必要があるのか。
- 委員長からなるべく具体的な提案をとのご指示があったことを踏まえた提案だ。委員会の人数のサイズ感は重要な論点だと思ったので、人数を例示したものである。
- 11名と奇数の具体的な数で提示しているのは多数決の議決をする場合等を念頭に置いているのだろうが、10名程度といった大まかな示し方で良いのではないか。
- 総合政策委員会について、21名程度の委員としているが、3条委員会としては異例の人数の多さではないか。この点は問題にならないのか。
- 課題が多い点、扱う事項が詳細に及ぶ点にも鑑みると、数がどうしても増えるという面はあるだろう。従来他の3条委員会は行政のサポートを受けるという前提でわりあい少数の委員構成のものが多く、今回はそういう立て付けでは対処できない面があるだろう。
- 運輸安全委員会が13名の委員構成だ。ステークホルダーをきちんとカバーするという趣旨か

らすれば 20 名程度もありうるのではないかという提案だ。

- 今田委員長ご提案の「核のごみ国民会議」についてだが、その名称から政府から全く独立した NPO のような組織をイメージしていた。今回の原案では結局は政府の組織ということになってしまうのではないか。
- その点は小澤委員のご説明を受けて議論したい。

続いて、「核のごみ問題国民会議」の設置について、小澤委員から説明があった。

- 同会議の制度設計に当たっては、韓国でこの問題について設置されている「公論化委員会」が参考になるものと思われる。
- 資料 2 として配布された委員長原案の p.3 から p.4 において「核のごみ国民会議」についての言及がある。当該部分は資料 4 の冒頭にも引用している。
- 韓国の「公論化委員会」は委員長原案がいう「総合政策委員会」とその委員構成や機能などが類似しているので、役割の切り分け等については本日までご審議いただきたい。
- 「公論化委員会」は当初 2014 年 12 月までの期限で審議を進めていたが、委員長要請により 2015 年 4 月までの審議に延長された模様だ。同委員会の役割は政府から独立して客観的かつ中立的に使用済燃料の管理方策に関する公論化を推進することである。業務は公論を主管するために公論化実行計画を策定し、公論化に関係する情報提供・広報を行うとされる。政府への勧告を作成。提出する。
- 委員会の委員構成は自然科学、人文社会科学、公共的な紛争の管理に学識のある者、エネルギー分野の民間団体を代表する者、原子力発電所立地地域を代表する者とされる。
- 公論化の目的は「国民を保護し、国民が共感できる使用済燃料の管理計画を立案する」とこととされている。議論の基本原則として、「責任、透明性、熟議、全体的志向（技術的・工学的側面と社会的・法制度的側面を全体的に配慮）、回帰（議論や決定において重大な問題点の確認された場合には原点に立ち戻って議論）」というものである。
- 議論のテーマには上記の目的のために必要なもの全てが含まれるとされるが、上位政策である国家エネルギー政策の関連事項を尊重するとされており、そうした事柄については扱わないことが示唆されている。
- 日本において「国民会議」を設置する場合には、設置目的を明確にするとともに、議論の対象を設定する必要がある。今回の提言原案では「エネルギー基本計画について国民的議論をおこなう」とこととされているので、韓国の場合の整理とは異なることになるだろう。その場合には、「核のごみ国民会議」という名称が妥当かどうかとも改めて検討する必要があるかもしれない。また、設置期間について、暫定保管期間の 30 年をまるまる費やすとすると青年だった委員が高齢者になってしまうような月日が流れることになる。もう少し短い年限で期限を区切って議論を行うような工夫が必要だろう。さらに、資源エネルギー庁や NUMO など、既存の機関との関係も整理して示す必要があると思われる。

【質疑応答】

- 「公論」とか「公論化」というのはどういう含意なのだろうか。もう少し詳しくご説明いただけると助かる。
- 故船橋委員が「公論」という言葉を好んで用いられていたと記憶している。韓国の事例はそれと趣旨は相通じるものだと思う。すなわち、パブリック・オピニオンの議題とするということだ。かつて原子力委員会からあった諮問への返答ということにもなるだろう。
- 「国民的議論」ということと同義と理解した。
- そのようなご理解で差し支えないと思う。
- この会議で同じメンバーが 30 年間議論するというのは非現実的だと思う。例えば、第 1 期として 5 年間の設置期間・任期を設定し、まずは従来の賛否両派間の硬直的な議論を解きほぐし、科学的知見に基づいて議論のできる認識共同体を形成する、それができたら、次の 5 年間で適地の選定を進める、といった段階的な対応が必要だと思う。今回の提言ではその第 1 期の部分について具体的な提案をすれば良いのではないか。
- その点については先ほども同様のご指摘があったので、ご提案のような期限を区切って段階

的に対応するイメージで提言に盛り込むこととしたいが、いかがか。

- 具体的に書き込む個所としては、資料2の原案の p.3 から p.4 の部分で良いか。それとも、後段の総合政策委員会との関連で制度設計が示されている部分が良いか。
- 後者の場所の方が落ち着きが良いように思う。
- そのようにしていただいて、最初の出現個所では「後述するように…」といった書き方で参看するようにつくりとしていただきたい。
- 先ほどご指摘があったように、この会議が精神として政府から独立して議論をするということについては皆さんのご異論もないところだと思うが、組織形態として、NGO のようなものにするのか、政府が設置するのか、この点はそれぞれメリット、デメリットがあるのでご検討いただきたい。韓国の事例は、政府から独立して審議をするということだが、具体的にはどこがマネージしているのか。
- その部分の詳細は把握していないのだが、委員会をサポートしている組織として産業通商資源部という記載があるので、日本で言えば経産省に当たる組織が行政的・財政的支援を提供しているようだ。また、公団からの支援ができるという記載があるので、この公団については追って調べたい。
- 先ほどのご指摘にもあったように、国民の信頼を得るためには独立性の担保が必要である反面、5年、10年、20年といったスパンで継続するには事務的・財政的支援が必要だ。当委員会も日本学術会議という制度と予算措置の裏付けがあるからこそ成り立っている。この部分の裏付けを確実にしないと、設置される委員会の権限や権威にも疑問符が付きかねない。完全に NGO 的な機関にするのはその意味で難しそうだが、各位のご意見をいただきたい。また、先ほどご紹介があったように「公論会委員会」は「国民会議」よりもむしろ「総合政策委員会」に類似しているように見える。この点の整理も審議を尽くす必要があるのではないか。
- 「核のごみ国民会議」が「総合政策委員会」の運営によって動いていく組織となるのであれば、「国民会議」は「総合政策委員会」による市民からのヒアリングの場といった位置づけもありうるのかもしれない。ただし、「国民会議」には一定数の恒常的参加者を含むこととしないと、その都度初めて集まったメンバーで実りある議論を行うのは現実的に難しい面もあるだろう。
- 「国民会議」を3条委員会である「総合政策委員会」の下に設けるならば、それでも独立性を発揮して自律的な議論ができるか、という点がポイントだ。既存の機関でそれをもっとも実現しているのはこの学術会議であろう。同様の制度設計ができるのであれば、「国民会議」を「総合政策委員会」の下に設けるのもよいだろう。市民力のようなものを活かせるような設定になっていて、そのような認識が国民各層に拡がらないと、市民は付いてこない。「また上でやってから下ろしてきている」と思われてしまっはいけない。とはいえ、現状の NPO にはかなり限界があるのも事実で、悩ましいところだ。決断しなければならぬとすれば「総合政策委員会」の下に置くしかないのではないか。
- 選挙管理委員会の関係団体である「明るい選挙推進協会」という活動に長年関わってきている。選管は総務省の下に置かれているが、推進協会は総務省や選管と協力関係はあるが形式的には民間の団体になっている。実務については総務省、選管からの事業委託として発注を受けて実施するという形態をとっている。こうしたやり方はあるのではないか。単に総合政策委員会の下に設置するのでは行政庁の統制の下に置かれてしまう懸念があるので、そうしたやり方は参考になるのではないか。
- 「国民会議」については政府との関係はパートナーシップという形態で、自律性・独立性を確保することが大事だろう。全く切り離してしまっは宙に浮いてしまうというのは先ほどのご指摘の通りだ。本学術会議も、英国の王立協会も、米国の科学アカデミーも独立性はあるが、資金は政府から手当てされ、うまくいっている。日本の場合は政府との距離が近すぎるという問題もあるが。学術会議の場合には自律性や独立性は確保されていると理解しているので、同様の対処は可能ではないか。
- 「総合政策委員会」にせよ、「国民会議」にせよ、活動資金が必要であることは疑いない。完全に政府から独立するというのは一見望ましいが、資金の裏付けが怪しくなる。現状の日本の状況では、一般市民が資金を出し合うというのはそう望めないだろう。そうすると電力会社、あるいは、まるでブラックユーモアのようだが NUMO がそうした場の設置や運営にお

金を出すというような状況になりかねない。まずは「総合政策委員会」が国民から信頼されることが大前提だ。同委員会が「政府寄りではないか」と疑われるようでは「国民会議」を設置したところで人びとの信頼は得られない。「総合政策委員会」の中立性の確保が重要だろう。

- 以上のご議論を踏まえると、まず3条委員会として「総合政策委員会」を設け、その下に「専門調査委員会」や「国民会議」を設置するという方向性で、重要なのは資金の裏付けを確実にしつつ、という点だろう。
- 3条委員会というのは国家行政組織法第3条に基づく委員会ということだと思うが、ここでいう「独立性」などは所詮行政用語で、実質的な独立性など望めない。「総合政策委員会」をこうした形態で設置するのはやむを得ないが、「国民会議」をその下に設けるのではなく、それに対抗する形で設置しなければガス抜きにしかないのではないかと。
- この委員会や「国民会議」の役割は、総合的な政策調整の役割と、実際に発生した紛争の調停という両面がありうる。事前に細かく想定して提案することはできないが、両面を扱うということ念頭に記述しておくことが重要だろう。
- 今のご議論を踏まえ、単に「総合政策委員会」の下部組織として「国民会議」を置くということではなく、横並びの関係として整理したい。ラインではなくスタッフという位置づけだ。ただし、資金は「総合政策委員会」の流れで確実に確保されることが必要だろう。
- 組織論はそれでよいが、何を議論するのかが同時に重要だ。先ほどご紹介があったように韓国の公論化委員会は国のエネルギー政策全体の議論は行わないと整理している。委員長原案ではエネルギー政策全体を議論するというご提案なので、そうだとすると廃棄物の問題にフォーカスした議論をする「国民会議」を「総合政策委員会」の横に置くというのはちょっと立て付けが奇異な感じもする。エネルギー政策全体を議論するというのであれば、読み手が思い浮かべるのは2012年夏のエネルギー政策についての議論のようなことだ。また、いずれにせよ、「エネルギー基本計画を議論」という言い方は対象を特定しすぎているので、書き方を工夫した方がよいだろう。
- この部分は「総量管理」を意識した記述なのだが、確かにこの部分を切り出して取り扱われるとそういう誤解が生じる懸念があるので、書きぶりを工夫したい。
- 資料4冒頭での原案の引用で「そのうえで高レベル放射性廃棄物の処分場の適地を決定することが不可欠である」を省略してしまったこともそうした誤解を生じさせたかもしれない。その点は訂正し、趣旨を明確にしたい。
- 先ほど日本学術会議が独立性が高いというご指摘があった。この間、学術会議に所属してきて、審議の自律性はかなり確保されている実感がある一方で、資金面で財務省に厳しく管理されていることも感じてきた。いきなり予算を大きく削られる危惧もある。お金は出せ、口は出すな、という原則を明確にしたい。また、先ほど政府に属していないと権威がないというご指摘もあったが、多くの医学系の学会は政府とは無関係だが、国民に信頼される基準などを出してきている。政府に属していなければならないということはないだろう。
- むしろ、政府にこのぐらいのプロセスをきちんと踏めということを受け入れさせるという趣旨があるだろう。それがないと、「民間で自由にやっていただくのは歓迎」と突き放されてしまって終わりになるかもしれない。ただ、ご懸念の独立性の点は十分に配慮するというところで対応したい。
- 今回ご用意いただいた案ではNUMOについての言及がない。既存の機関として無視はできないので、関係を整理して示す必要があるのではないかと。
- 今回の提言で提案する一連の機関の設置を最終処分法の改正で取り入れる内容にすれば良いのだと思うが、そこまで書き込んで良いのか。
- そのように書いていいのではないかと。NUMOも困っているはずだ。前原子力委員長がNUMO理事長になられたが、何らかのかたちで国民の理解を得ていく必要があることはよくご承知のはずだ。パートナーシップという意味での協力関係はあって然るべきだ。
- 原子力委員会、原子力規制委員会との権限の整理は重要な論点だが、今回そこまで踏み込むべきかどうかは判断が分かれるところだ。「総合政策委員会」の位置づけについても、それら機関との関係を考えると、政府機関として位置づけないと権限の移行ができないことになる。その意味で、政府機関ということにせざるを得ないのではないかと。

続いて、「多層的な地域の意向への配慮」についての審議があった。今田委員長によるこの点についての提言案改訂は資料2に反映済みであり、小野委員の修正案は資料3に示されている点、時間的制約の中でのやりとりの関係で、両者は相互参照していない点が案内された。まず、今田委員長から資料2の原案における記述の内容が紹介された。前回の会合で小野委員から提出のあった資料や前回会合での議論をもとに、資料2の⑥や⑦にその内容を反映した旨が案内された。その上で小野委員から資料3を踏まえてコメントがあった。

- 委員長原案の扱いで異論はないが、「各地域」といった際の「地域」のイメージについて注意する必要があることを提起したい。ある範囲で「地域」を設定し、その上で「地域間の公平」を図っても、具体的に施設が建設される地点とそうではない地点との間の不公平は残らざるを得ない。その部分は「科学的適地の選定」を議論の出発点にして複数のレベルで重層的な熟議が尽くされる必要性を資料3で記述していることをご理解いただきたい。

これに対して今田委員長から、趣旨は理解するが、当該項目のみ紙幅を大きく割いて記述することも難しいので、現状の改訂案に対して必要な加筆修正を行って小野委員の意図をお示ししていただきたい旨の要請があり、小野委員の了承を得た。また、途中退席する小澤委員から「核の国民会議」の部分の記述位置と分量について質問があり、今田委員長より、⑫をおこして、⑩⑪と同様な分量で、韓国事例は書くのであれば、注で起こすなどして記述をお願いしたい旨の指示があった。

続いて、各委員からの修正提案の反映状況について今田委員長から案内があった。

- 「最悪シナリオ」については、以前により適切な言葉を用いるべきとの指摘があったため、「リスク評価とリスク低減策」と置き換えることとしたい。
- 「総量管理」や「地層処分」との関係を論じざるを得ない個所がありうることを明記した。
- p.3の(1)①について、「ボルト（ピット）貯蔵技術」という個所については専門用語なので、当該個所担当の山地副委員長におかれては一般の人にもわかるよう、脚注などで解説をお願いしたい。
- p.3中程で、「山地副委員長の説明挿入（必要に応じて対応）」とある個所については、注において50年を超える長期の保管を排除するものではない旨を記述いただきたい。

【質疑応答】

- 4節の見出しが「暫定保管に関する政策提言」とあるが、先ほど委員長からもご案内があったように、本提言の内容は暫定保管の具体論だけにとどまらない。この後は5節が「おわりに」となって文書が終わってしまうので、4節を「暫定保管と最終処分に関する政策提言」とでもする必要があるのではないか。
- とはいえ、並記するほど最終処分に関して論じているわけではないので、「暫定保管とそれに関係する事項の政策提言」とでもするか。
- しかし、先ほどのご議論も最終処分場立地の合意形成の話だったのではないか。現状の書きぶりでは個々の提案が保管についての提言なのか処分についての提言なのか判読が困難になっている。
- 確かに、文書のタイトルが「保管と処分に関する政策について」となっているので、この部分のタイトルも平仄を合わせてもよいかもしれない。
- タイトルの変更はもちろんだが、内容も保管に関してのものなのか処分に関してのものなのか、もう少し整理しても良いのではないか。
- 以前にもご指摘があったが、今回は暫定保管にフォーカスして議論を行ってきた。もちろんいずれ最終処分は必要だろうが、いきなりそこへ行くのは困難な状況にあるので、暫定保管を目指す合意形成を行おう、という趣旨だったと思う。保管についての提言のうち、最終処分に援用できる内容もあるだろうが、最終処分に固有の内容について詳細に議論してきたわけではないと理解している。
- 私も今回は暫定保管に力点を置いた議論をしてきたと理解している。ただし、提言の内容に

において、保管についての提案なのか、処分についての提案なのかを明記する必要があるという点には賛成だ。例えば、適地の選定においても、処分施設の立地と保管施設の立地では条件や判定手法が科学的・技術的に異なる。その点で誤解が生じないようにしたい

- しかし、今回提案する暫定保管は、保管期間の後半において最終処分のための場所を探し、処分を目指すこととしている。したがって、暫定保管期間中に処分を念頭に置いた議論をすることになるので、そこを明記するようにしたい。
- 高レベルどころか、福島由来の低レベル放射性廃棄物であっても議論が紛糾して立地が難航している。暫定保管施設の立地にすら 30 年以上の議論を要するのではないか。本当に 30 年の間に高レベル放射性廃棄物の処分にこぎつけられる状況にあるのか。
- そうは言っても、電力を消費してきて、廃棄物を産出してきている。誰もが施設の受け入れを嫌がるかもしれないが、放置すればより深刻な問題になる。先送りは許されないのではないか。
- 学術会議が提案する暫定保管施設と政策的な意味合いは異なるが、技術的には共通の保管施設はすでに国内に存在している。青森県六ヶ所村に施設が現にある。したがって、保管施設の立地に 30 年以上を要するとは思えない。
- 原発を直ちに全廃するとしても、ガラス固化体 2 万 5000 本分の高レベル放射性廃棄物が存在する。その扱いについて、社会的な紛争に少しでもならないような対処策を見いだすということではなかったか。衛藤上席学術調査員の報告にもあるように、諸外国もそれぞれ取り組みを進めて対処を試みている。日本も対処の先送りは許されない。
- 今、論点になっているのは p.3 の 4 節の見出しの問題だと理解している。文書のタイトルに「暫定保管を中心に」等の副題を付けることで力点の置き方を明示するというのはいかがか。
- では、文書のタイトルは「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策について」として、副題に「暫定保管を中心に」とすればよいか。
- しかし、それにしても、内容面で保管についての提言と処分についての提言が混在しているという問題が残る。また、両カッコでのナンバリングと提言に対する丸番号での通しのナンバリングの間の据わりの悪さも感じる。口頭での議論よりも、再改訂案をいただいてから詰める方がよいのではないか。
- 改訂案の審議は今回で終えたいと考えている。
- 今回の提言が暫定保管を主に念頭に置いたものであることは明らかなので、その旨をタイトルなどではっきりさせた方が今後の査読等を考えても適切ではないか。
- 山地副委員長に質問だが、p.4 で埋設以前の暫定保管施設のリスクは原子力発電所等と同程度と簡単に記述されているが、そのような判断の根拠は何か。核分裂反応を伴わないので安全上のリスクは大幅に小さいという判断もあるだろうが、長期間の保管であることや警備体制などを考えるとセキュリティ上のリスクは大きいかもしれない。
- おっしゃるとおりだと思う。ちょっと粗い記述だ。むしろ、こうした詳細を記述する必要はないのではないか。
- この部分については、処分場や保管施設そのもののリスクと、輸送等の関連作業から生じるリスクを区別して扱う必要があることに注意を喚起し、後者については既存の原子力施設と同程度ではないか、そしてそれについては現下、国民から強い不安は出ていないという趣旨で記述されている。
- 了解した。適切に改訂したい。また、この部分のように地層処分について言及している部分もあるので、先ほどご提案があったように何を対象にした議論かより明確に書き分けたい。
- 続いて、p.5 で脚注を付して、「引用先の表示と「非破壊の物理探査」の意味」とある部分の加筆をお願いしたい。
- これについては前回の報告で対応済みなので、転載で対応したい。
- 了解した。
- 続いて、相原委員から指摘のあった「ほとんどの国民」という個所について「全国民」という言い換えのご提案については、沖縄県は原子力発電を行っておらず、沖縄県民は含まれないことからこのような記述になっている。
- その点だが、沖縄県民は一般論的に「ほとんどの国民」には含まれないという誤解も生じかねないので配慮が必要ではないか。また、国民に対して「協力的態度をとることが求められ

る」という表現は、かねて原子力発電や政府の関連政策を批判してきた国民からすれば、非常に上から目線の横暴な言い方に聞こえかねない。協力の対象は立地ではなく、国民的議論に対してである旨を明記されたい。

- 了解した。工夫したい。
- p.7にある「核のごみドーム」の提案であるが、記念碑の建設には大いに賛成するが、「ドーム」というのは原爆ドームを連想させる。米軍による原爆被害の記憶と、科学の奢りに対する戒めという本件の趣旨は異なるので、名称については別案を考慮されたい。
- 良案があればご示唆いただきたい。
- 地層処分場の位置の長期の記憶継承の問題はすでに長年の議論の蓄積があるので、不用意にこうした提案をすると茶化していると受け取られて剣呑なことになりかねないので、慎重に対応すべきだと思う。
- 地層処分のリスクで最大のものは地下水シナリオであるので、素人考えではあるが、地層処分場の地表部に広大な人工池を作り常時水が流れているようにすれば、万が一汚染水が上がってきた場合にもリスクを低減できる。そのような湖や池の近傍に建てるのがよいのではないか。
- この記念碑は東京のど真ん中などにおいて皆の戒めとするというイメージで申し上げている。地理的に処分場の近傍である必要はない。
- それから、原子力発電所の再稼働問題については安全性確保と地元の了解という現下行われている対応に加えて、新たに発生する高レベル放射性廃棄物の暫定保管施設を事業者責任で確保する計画の作成が必要である旨を明記した。これについては、現時点での施設確保は現実的に厳しすぎるというご指摘と、理念として野放図な新規の廃棄物発生への戒めを盛り込むべきというご意見の双方を踏まえて、「計画の作成」を条件にすることとしたが、いかがか。
- 保管の実施には既設設備の容量拡大で対応する方法もある。施設建設を条件とすると現実に即して適切ではないかもしれないので、今後の今田委員長の原稿案を確認した上でメール等でご提案したい。
- (5)のみ、見出しが「～について」となっているが、これは他と平仄を合わせるとともに、設置を提案する組織が多様化したことから、「必要な組織の設置」等にしてはいかがか。
- 了解した。
- 続いて、p.8については先ほどあったように専門調査委員会について3条委員会とする記述は削除するとともに、「国民会議」関係の記述を小澤委員に加筆いただくこととする。
- また、最後の「終わりに」については、衛藤上席調査員から最新情報をいろいろいただいているので、それを反映したい。500字程度で概要の記述をお願いしたい。
- 承知した。
- 先ほども申し上げたが、暫定保管施設と最終処分場では立地において考慮すべき科学的・技術的要件が異なるので、関係する記述の個所、例えば p.8 中程などでは対象の書き分けをお願いしたい。
- 了解した。

(3)その他

改訂案取りまとめを加速させ、次回の会合での審議はあまり時間をおかずに2月中旬で設定したい旨が今田委員長から提案され、調整の結果、2月17日(火)15時～を第1候補として欠席者を含む各委員の都合を改めて確認して会合を設定することとなった。

了